

賃 金 規 程



株式会社 食環境衛生研究所

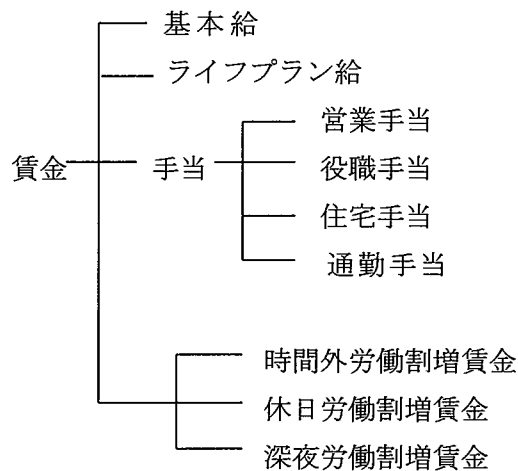
第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 この規定は、株式会社 食環境衛生研究所（以下「会社」）就業規則第6章第49条に基づき、社員の賃金等について定めたものである。ただし、パートタイマー等就業形態が特殊な勤務に従事する者についてはその者に適用する定めをした場合には、その定めによる。

（賃金の構成）

第2条 賃金の構成は次のとおりとする。



（賃金締切日および支払日）

第3条 賃金は、前月21日から起算、当月20日に締めて計算し、当月末日（支払い日が休日の場合にはその前日）に支払う。

② 前項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当するときは社員（社員が死亡したときにはその遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

1. 社員の死亡・退職・解雇のとき
2. 社員又はその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、病気にかかり、災害を受け、又は社員の収入によって生計を維持している者が死亡したために費用を必要とするとき
3. 社員又はその収入によって生計を維持している者が、止むを得ない事由によって1週間以上にわたって帰郷するとき

(賃金の計算方法)

- 第4条 遅刻・早退・欠勤等により、所定勤務時間の全部又は一部を休業した場合においては、その休業した時間に対応する賃金を控除する。控除の時間給単価の計算は、この規定の第11条に準じるものとする。
- ただし、真に止むを得ないと判断されたときはこの限りではない。
- ② 前項の場合において、休業した時間の計算は当該賃金締切期間の末日において合計し、15分未満は切り捨てるものとする。
- ③ 一賃金締切期間における賃金の総額に1円未満の端数を生じた場合は、切り捨てるものとする。
- ④ 賃金締切期間の途中において入社又は退社した者に対する当該締切期間における賃金は、日割りで計算して支給するものとする。

(賃金の支払方法)

- 第5条 賃金は、現金（銀行振込を希望するものは振込にて）でその全額を支払う。
- ② 前項の規程にかかわらず、次に掲げるものは支払いのとき控除する。
- 1 源泉所得税
 - 2 住民税
 - 3 健康保険及び厚生年金保険の保険料（介護保険料を含む）
 - 4 雇用保険料
 - 5 労使協定により賃金から控除することとしたもの

第2章 基 本 給・ライフプラン給

(基本給・ライフプラン給)

- 第6条 基本給およびライフプラン給は月給制とし、本人の能力・資格・経験・技能・作業内容などを勘案して各人ごとに決定する。
- ② ライフプラン給の全部または一部を、別に定める選択制確定給付企業年金規程における給付の算定の基礎額とした部分は賃金として支給しない。

(昇 給)

- 第7条 昇給は、基本給およびライフプラン給について行うものとし、会社の業績等を勘案して、毎年4月に技能・勤務成績が良好な者について行う。
- ただし、営業成績の著しい低下その他止むを得ない事由がある場合に

は、昇級月を変更し又は降給することもある。

第 3 章 諸 手 当

（営業手当）

第 8 条 営業手当は、固定給とし、営業職のものに対し第 12 条の代わりとして支給する。

- ② 営業手当は、想定される時間外勤務、休日勤務および深夜勤務の対価であり、実際の時間外勤務手当、休日勤務手当および深夜勤務手当額が前項の金額を超えた場合にはその差額を支払うものとする。

（役職手当）

第 9 条 役職手当は、固定給とし、役職の付いたものに対し、その役職に応じ、会社が勘案して支給する。

（住宅手当）

第 10 条 給与支給日において会社が必要と認めた 40 歳未満の正社員本人が、アパートを借りて居住する場合は 30 歳まで月額 2 万円、40 歳までは月額 1 万円を支給する。また、正社員本人が居住用の要する住宅を新規に取得した場合、居住開始の日から 5 年間、または 40 歳に達するまで月額 1 万円を支給する。

（通勤手当）

第 11 条 通勤手当は、固定給とし、通勤手段・通勤距離等に応じて支給する。マイカーを使用して通勤を行う場合は 12,900 円を限度額とする。また、社長が認めた者についてはこの限りではない。

（時間外手当・休日勤務割増賃金・深夜勤務割増賃金）

第 12 条 所定勤務時間を超えて又は法定休日に勤務した場合には時間外勤務割増賃金を又は休日勤務割増賃金を、深夜（午後 10 時から午前 5 時までの間）において勤務した場合には深夜勤務割増賃金を、それぞれ次の計算により支給する。

- A 基本給およびライフプラン給の合計額を所定労働日数で除し、さらに 1 日の所定労働時間で除したもの

- ① 時間外手当
時給単価 $A \times 1.25$
- ② 休日勤務割増賃金
時給単価 $A \times 1.35$
- ③ 深夜勤務割増賃金
時給単価 $A \times 0.25$

第4章 賞 与・ライフプラン賞与

(賞 与・ライフプラン賞与)

第13条 賞与およびライフプラン賞与は、賞与支給日に在籍する社員に対し、会社の業績・社員の勤務成績等を勘案して9月及び3月に支給することがある。

②ライフプラン賞与の全部または一部を、別に定める選択制確定給付企業年金規程における給付の算定の基礎額とした部分は賞与として支給しない。

附 則

- 1. この規則は平成23年4月1日から実施する。
- 2. 令和2年6月10日改訂する。
- 3. 令和4年4月1日改訂する。